

人間環境大学研究生規程

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下「学則」という）第43条に基づき、人間環境大学研究生（以下「研究生」という）について必要な事項を定める。

(研究生の定義)

第2条 この規程に定める研究生とは、特定の指導教員の下に研究を行う者をいう。

- 2 前項に定めるものの他、人間環境大学（以下「本学」という）を卒業し、所属した学部の指導教員の下に、当該学部にかかわる国家資格等の取得のための準備を行うことを目的として、その許可を受けた者を研究生とすることができる。

(入学資格)

第3条 研究生として本学に入学できる者は、大学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有すると学長が認めた者とする。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、本学の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
 - (2) 研究計画書
 - (3) 最終学校卒業証明書および成績証明書
 - (4) 現に職業に従事している者、または在学中の者は、所属長または学長の受験承諾書
 - (5) その他、必要な書類
- 2 第2条第2項の研究生として入学を志願するものは、出願に際し、前項第2号、第3号および第4号の書類は不要とする。

(入学時期・入学許可)

第5条 研究生の入学時期は、年度各学年の始めからとする。ただし、特別の事情があると学長が認めたときは、この限りではない。

- 2 入学を志願した者については、別に定めるところにより選抜を行う。
- 3 研究生の入学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学金・研究料等)

第6条 入学を許可された者は、入学金、研究料および教育充実費を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 本学を卒業し、研究生として入学を許可された者については、入学金を免除する。
- 3 第2条第2項の研究生として入学を許可された者については、研究料および教育充実費を徴収しない。ただし、所属した学部が運営する国家試験対策プログラム等に必要の費用は納付しなければならない。
- 4 前項の金額は、別に定める。

(研究期間)

第7条 研究生の期間は、1年とする。

- 2 研究を継続する必要があるときは、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(検定料の免除)

第8条 前条第2項により、その期間を延長する場合、または第2条第2項の研究生とし

て入学を志願する者は、検定料を免除する。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、科目担当教員の承認を経て、講義・演習・実験・実習または実技に出席することができる。

(単位認定)

第10条 研究生の研究については、単位の認定は行わない。

(証明書の発行)

第11条 学長は、研究生が相当の成績をあげたと認めた場合には、教授会の議を経て、研究を修めた旨の証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第12条 この規程に定められていない事項については、学則を準用する。

(規程の主管部署)

第13条 この規程は、教務部が主管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成25年1月30日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和8年4月1日から施行する。